11　公園

(1)　公園（建築物）

①　対象施設一覧

No.	施設名	地区	運営形態	建築年度	経過年数	耐用年数	延床面積（㎡）	収入（千円）	支出（千円）
1	崎山児童遊園	福江	直営	H2	29	24	3	0	11
2	八坂児童遊園	福江	直営	H2	29	24	3	0	27
3	長手児童遊園	福江	直営	H3	28	24	3	0	15
4	奈留児童遊園	奈留	直営	S45	49	50	18	0	5
5	小島児童遊園	富江	直営	H23	8	24	5	0	8
6	旧奥浦児童遊園	福江	直営	H1	30	50	10	0	0
7	五島市椿園施設	福江	直営	H9	22	24	98	0	3,089
8	大浜漁港公園	福江	直営	H12	19	50	91	0	1,586
9	市民憩いの森	福江	直営	S59	35	24	50	0	52
10	東公園公衆便所	福江	直営	H5	26	50	19	0	451
11	末広公園公衆便所	福江	直営	H5	26	50	24	0	508
12	大日山公園展望所	福江	直営	H7	24	24	86	0	177
13	鬼岳芝生広場	福江	直営	H7	24	50	100	0	114
14	外壕公園	福江	直営	H6	25	50	26	0	572
15	箕岳園地	福江	直営	H10	21	50	23	0	17
16	只狩山公園	富江	直営	H2	29	50	15	0	79
17	高崎漁港公園	三井楽	直営	H15	16	50	15	0	67
18	嵯峨島港公園	三井楽	直営	H2	29	24	23	0	53
19	高浜園地休憩施設	三井楽	直営	H11	20	24	366	2,861	1,896
20	白良ヶ浜万葉公園	三井楽	直営	H5	26	50	40	0	207
21	柏崎公園	三井楽	直営	H27	4	50	6	0	251
22	浜田海水浴場施設	岐宿	直営	H8	23	50	28	0	571
23	荒神岳展望施設	岐宿	直営	H15	16	50	10	0	0
24	城岳公園施設	岐宿	直営	S63	31	50	28	0	93
25	城岳緑地公園施設	奈留	直営	H4	27	50	30	0	0

No.	施設名	地区	運営形態	建築年度	経過年数	耐用年数	延床面積（㎡）	収入（千円）	支出（千円）
26	中央公園	富江	直営	H5	26	50	93	0	354
合計							1,213	2,861	10,203

※１　運営形態の「指定」は指定管理者を、「直営」は市直営管理を表します。
※２　耐用年数については、財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）を参考に記載したもので、使用可能期間を示すものではありません。
※３　収入及び収支は、平成28年度の歳入歳出決算額を記載しています。

②　各種分析結果

ア　築年数別状況

公園施設の全26施設を築年数でみると、築後21～30年が最も多く65％を占めています。全体的に見ても築年数が30年以下の建物が９割近くを占めており、当市が抱える建築物の中では更新を行うまでに比較的余裕のある施設が集まった分類区分です。

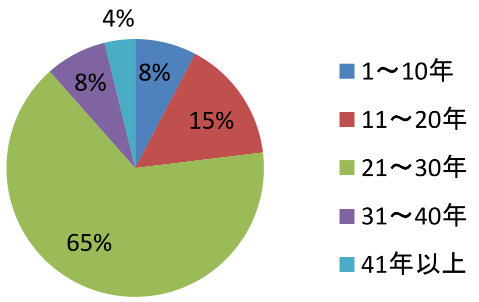

イ　利用状況

公園の延べ利用者数を示したものです。なお、利用期間は平成28年4月から平成29年3月までの１年間です。

No.	施設名	利用者数（人）	No.	施設名	利用者数（人）
1	崎山児童遊園	2,690	14	外壕公園	30,000
2	八坂児童遊園	2,440	15	箕岳園地	5,000
3	長手児童遊園	1,560	16	只狩山公園	312
4	奈留児童遊園	2,340	17	高崎漁港公園	600
5	小島児童遊園	2,340	18	嵯峨島港公園	100
6	旧奥浦児童遊園	40	19	高浜園地休憩施設	10,425
7	五島市椿園施設	1,815	20	白良ヶ浜万葉公園	4,500
8	大浜漁港公園	4,000	21	柏崎公園	400
9	市民憩いの森	60	22	浜田海水浴場施設	2,890
10	東公園公衆便所	7,300	23	荒神岳展望施設	150
11	末広公園公衆便所	10,000	24	城岳公園施設	600
12	大日山公園展望所	600	25	城岳緑地公園施設	120
13	鬼岳芝生広場	5,000	26	中央公園	12,708

ウ　１㎡当たりの運営コスト状況

管理運営経費と総延床面積から１㎡当たりのコストを比較したものです。

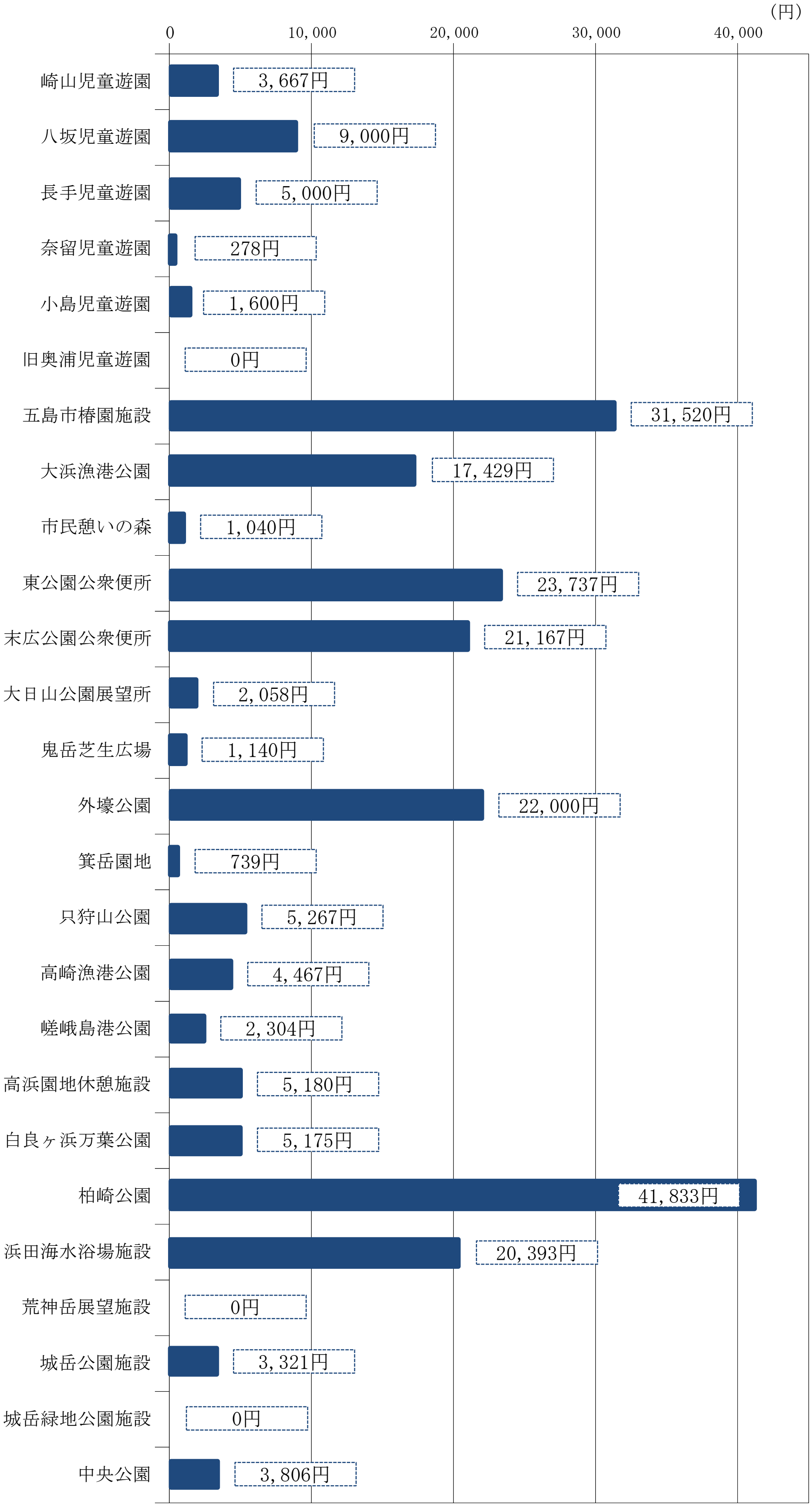

エ　利用者１人当たりの運営コスト状況

管理運営経費と利用者数から１人当たりのコストを比較したものです。

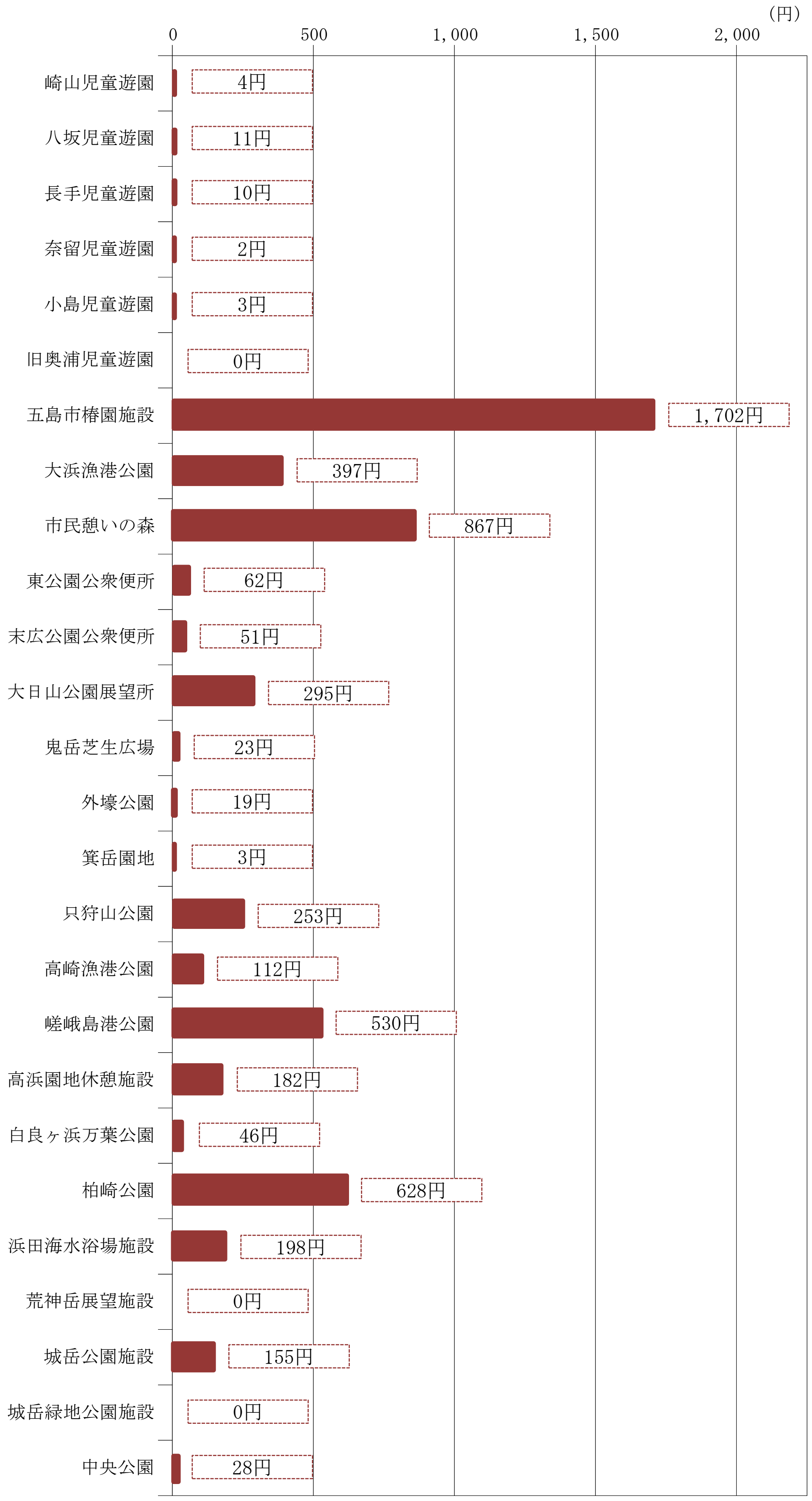

オ　施設の配置状況

対象施設の配置状況を示しています。

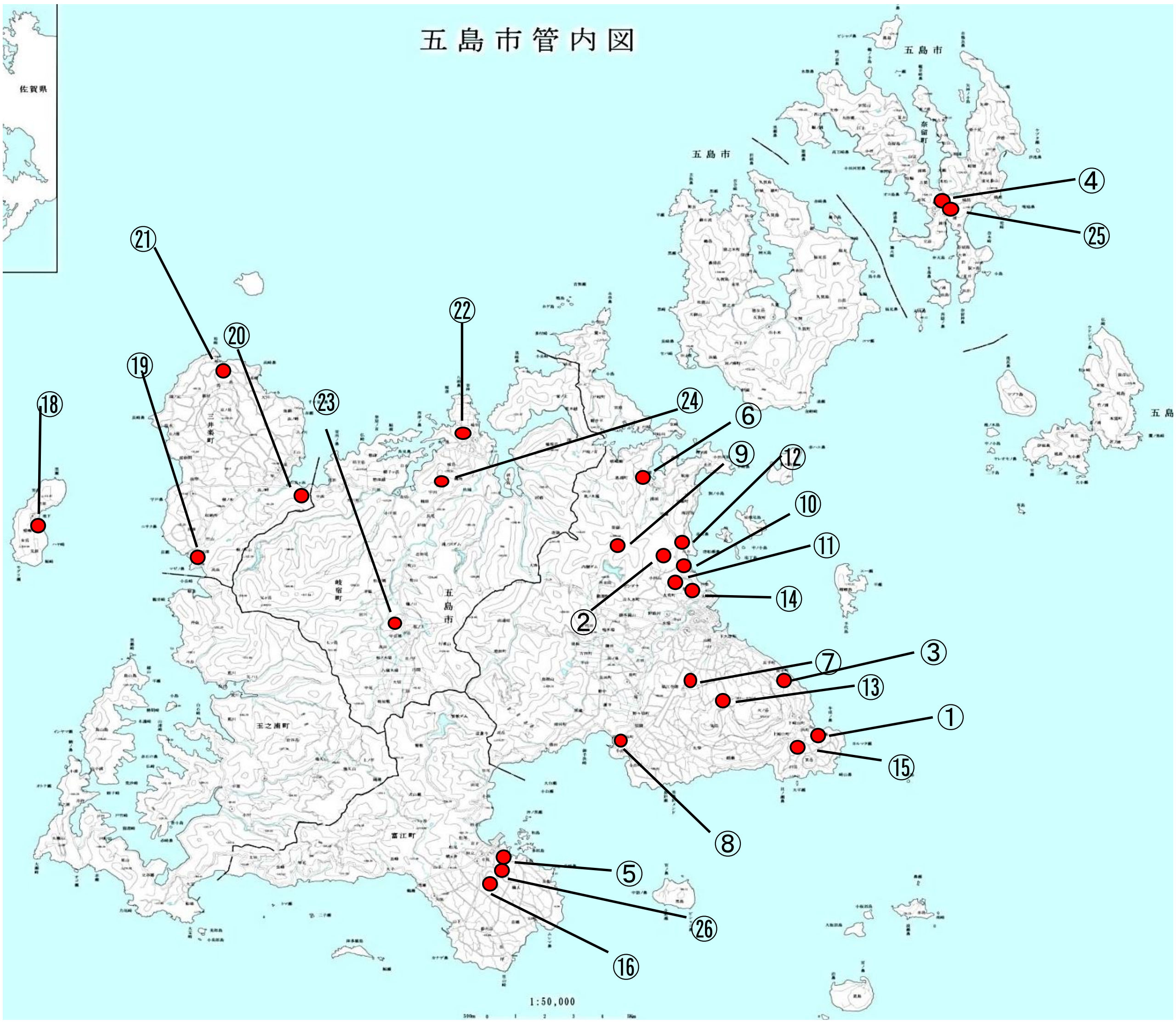

No.	施設名
①	崎山児童遊園
②	八坂児童遊園
③	長手児童遊園
④	奈留児童遊園
⑤	小島児童遊園
⑥	旧奥浦児童遊園
⑦	五島市椿園施設

No.	施設名
⑧	大浜漁港公園
⑨	市民憩いの森
⑩	東公園公衆便所
⑪	末広公園公衆便所
⑫	大日山公園展望所
⑬	鬼岳芝生広場
⑭	外壕公園

No.	施設名
⑮	箕岳園地
⑯	只狩山公園
⑰	高崎漁港公園
⑱	嵯峨島港公園
⑲	高浜園地休憩施設
⑳	白良ヶ浜万葉公園
㉑	柏崎公園

No.	施設名
㉒	浜田海水浴場施設
㉓	荒神岳展望施設
㉔	城岳公園施設
㉕	城岳緑地公園施設
㉖	中央公園

③　施設について

ア　施設の役割

児童遊園は児童に安全かつ健全な遊びの場所を提供する屋外型の施設であり、児童遊園を利用する児童やその保護者等にとっては利便性の高い施設となっています。
五島市椿園施設は、市の象徴である椿の振興、観光交流人口の増加、自然体験及び教育の促進並びに市民の健康の増進を図るために設置されており、2020年に開催予定の国際ツバキ会議に向け、今後も整備が必要です。
大浜漁港公園は、安全で快適な漁業地域の形成を図るため、子供や高齢者など地域住民の交流促進や周辺海浜の解放、地域間・都市交流を促進することを目的として整備されています。
その他の公園施設の多くは、観光地を訪れる観光客がゆっくり安心して見学できるように整備された公衆トイレや展望所などの設備です。観光客が島内の観光スポットを周遊する際に、トイレ休憩が可能な場所が限られており、これらの施設は観光客にとっては利便性が高い施設となっています。

イ　現状と課題

児童遊園は、現在のところ施設に大きな損傷等はないものの、耐用年数が経過している施設も多いことから、今後は計画的に施設の修繕等を行っていく必要があります。
五島市椿園施設は利用状況としては、市内保育園の遠足や小学校の校外学習をはじめ、高齢者施設利用者の散策や家族での憩いの場として多くの市民に利用されています。また、島外からの視察者も多く、つばき祭の開催期間中には多くの来園者もあり、また夏場においても多くの観光客が訪れるなど五島市を代表する施設の一つになっています。
大浜漁港公園は、老人クラブのグラウンドゴルフ、夏季の磯遊び、夜間の公園ライトアップなど、地元住民が交流スポットとして活用しています。この施設は海岸沿いにある公園ということで風害や塩害が多く、今後は、公園施設内の遊具や公衆トイレ、四阿の経年劣化への対策が必要です。
その他の公園施設については、人口減少等による施設利用者の減少、また施設の経年劣化による管理対策が課題となっています。

ウ　今後の施設の考え方

児童遊園については、少子化により地域の児童も減少しているものの、児童に健全な遊び場を与え、交通事故等を防止する観点から継続して施設の維持していく必要があります。
五島市椿園施設については、椿園の花を楽しむばかりでなく、椿実の収穫体験などに利用し、若い世代に椿をもっと知ってもらえる施設にしていきたいと考えています。
大浜漁港公園については、人口減少により公園の利用者の減少していくことが予想されますが、近隣には他に公共施設がないため、公衆トイレ等の設備は必要であると考えます。また、四阿についても、グラウンドゴルフの利用者である高齢者等の休憩場所として、又は雨天等の避難場所として必要性があります。今後施設の更新等を検討する場合には、利用者の減少も考慮し、２箇所ずつある公衆トイレや四阿を１箇所に集約するなどして維持管理経費を抑えながら公園の機能を維持するようにしたいと考えております。
その他の公園施設についても、今後の人口減少等による利用状況や維持管理経費等を考慮し、施設の適正化を図る必要があります。

④　適正配置の検討結果

　現状や課題、今後の施設の考え方を踏まえ、すべての施設の適正配置の時期を第１期から第４期までに区分します。

　また、第１期の対象施設については「現状維持」「適正化」「複合化」「集約化」「民活化」「廃止」「譲渡」といった方向性を検討し、より具体的な適正配置の実施時期、方法を検討します。

第１期 （H30～R8）	第２期 （R9～R18）	第３期 （R19～R28）	第４期 （R29～R38）
旧奥浦児童遊園 市民憩いの森	崎山児童遊園 八坂児童遊園 長手児童遊園 奈留児童遊園 五島市椿園施設	小島児童遊園 大浜漁港公園 東公園公衆便所 末広公園公衆便所 大日山公園展望所 鬼岳芝生公園 外濠公園 只狩山公園 嵯峨島港公園 高浜園地休憩施設 白良ヶ浜万葉公園 浜田海水浴場施設 城岳公園施設 城岳緑地公園施設 中央公園	箕岳園地 高崎漁港公園 荒神岳展望施設

※第１期の計画期間は、五島市公共施設等総合管理計画の期間と合わせるため、９年間としています。

No.	施設名	方向性	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	旧奥浦児童遊園	廃止									廃　止
			説明	児童遊園の廃止後も公衆トイレの使用を継続していましたが、建物に危険性があることから廃止して解体します。							
2	市民憩いの森	廃止						廃　止			
			説明	施設の耐用年数も経過しており、また利用者も減少していることから廃止して解体します。							

※第２期以降に施設名がある施設は、第２期以降の個別計画の策定までにその方向性を検討します。

※「柏崎公園」は、第４期以降（令和47年度頃を目途）に実施する予定です。

◆分類用語の定義◆

①	現状維持	… 計画的に予防保全することで長寿命化を図り、適切な時期に維持更新を行う施設
②	適 正 化	… 将来、需要の増加又は減少が見込まれることから更新時に規模の拡大又は縮小を行う施設
③	複 合 化	… 別々の用途の施設を一つの建築物内に集める複合化を行う施設
④	集 約 化	… 同一用途の施設を一つの建築物内に集める集約化を行う施設
⑤	民 活 化	… 民間事業者等資金やノウハウを活用し、施設の建替費用の圧縮や公共施設サービスの質の向上を図る施設
⑥	廃　止	… 用途廃止等により遊休資産となっている施設のうち、老朽化が著しく大規模改修を要するため解体する施設 他の施設との集約化や民間施設の活用により必要性が失われ、解体する施設
⑦	譲　渡	… 遊休資産となっている施設のうち、比較的新しく安全性に問題がないため売却又は譲渡をする施設 地域や民間事業者が独自に運営を行っているものや民間で運営可能と見込まれるため、売却又は譲渡をする施設